# 駿河台大学における公的研究費の使用に関する不正防止計画

平成27年11月26日

公的研究費の不正使用を防止するため、次のとおり、不正防止計画を策定する。

#### 1.責任体系の明確化

不正発生要因	不正防止計画
公的研究費に関する運営・管理について、最終責任 を負う者や実質的な責任を負う者など責任体制が明 確でない。	規程等で最高管理責任者等の責任範囲・権限を定め、 ホームページで公開し学内外に周知する。

#### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	不正防止計画
	研究費に携わる事務局にてルールの見直し等を行
学内研究費と公的研究費の使用ルールが異なり、混	い、効率的かつ公正に遂行できるようにする。また、
同しやすい。	ルールの周知徹底を図るとともに、説明会を実施す
	る。
公的研究費等の使用ルールが十分に理解されていな	使用の手引きを配布するとともに説明会によりルー
V'o	ルの周知徹底を図る。
事務手続きが煩雑である。	手続きを見直し、不必要な手続きや記載項目がない
事務于就さが頻報でめる。	か検討する。
公的資金等は、機関による管理が必要であるという	コンプライアンス教育の受講を義務化するととも
一会による自生が必要であるという 一意識が希薄である。	に、不正使用に関する誓約書の提出を義務付けるこ
応 戦が 和 辱 C Ø) る。	とで、不正防止への意識付けを行う。
公的資金等の原資の全部または一部が税金であり、	説明会等には最高責任者あるいは統括責任者が出席
その執行・管理にあたっては、国民に対し説明責任	し、責任体制や職務権限についての説明を行い、意
を負うという認識が希薄である。	識付けを行う。
不適切な会計処理であっても、結果的に研究のため	不正使用を行った場合は、調査結果として氏名を公
に使用していれば許されるという認識の甘さがあ	表することを基本とし、本学規程に沿った懲戒処分
で使用して ( *40/3 c v · ) più my v f さ 1/3 a) - 3。	等の人事管理上必要な措置が厳正に行われることの
' ఎం	周知徹底を図る。
告発等の受付窓口の周知が十分でないため、不正に	受付窓口を学内外に十分に周知徹底できるよう、ホ
係る情報が収集されにくい。	ームページに掲載し明確化する。

## 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実行

不正発生要因	不正防止計画
不正発生要因に係る機関全体の状況を、体系的に整理できていない。	不正防止計画を策定し、構成員に周知徹底を行うと ともに、最高管理責任者は不正防止計画の進捗管理 に努める。

# 4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	不正防止計画
	研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を
予算執行状況が適切に把握されていないため、年度	行うとともに、必要に応じ改善を求める。特に執行
末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	率の低い研究者に対してはヒアリングを行い、研究
	費の繰り越し、返還等の指導を行う。
備品や図書の管理について、「現物寄付申込書」提出 後の物品等の確認ができていない。	備品や図書、その他換金性の高い物品について、定
	期的に使用場所への立ち入り等を含め、物品管理、
	使用状況の確認を行う。
研究と直接関係ないと思われる物品を購入してい	事務部門による検収の際に、疑義が生じた物品につ
る。	いては、購入目的等の確認を行う。
非常勤雇用者の勤務状況について、出勤表による確認にとどまっている。	非常勤雇用者に対し、公的資金等の適正な管理等に
	ついて説明をするとともに、勤務中に電話、立ち入
	り調査等を行い、勤務実態の把握を行う。
旅行事実の確認が形式的なものになっている。	関係者、宿泊場所、旅行代理店等への問合せ・確認
	を行う。

## 5. 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	不正防止計画
機関外に対する相談窓口の明示がなされていない。	相談窓口の周知徹底を図る。

# 6. モニタリングの在り方

不正発生要因	不正防止計画
モニタリング体制が不十分な恐れがある。	不正要因を除去するために研究者と担当事務職員に
	対しヒアリング・意見交換を行い、不正の要因とな
	る乖離を把握し、使用ルールを見直す体制を作る。
	また、内部監査による監査結果を不正防止計画の改
	善に活用する。